daily コラム

2026年3月3日(火)

〒140-0014　品川区大井1-7-6ＴＨビル2階
ＭＭＩグループ　ＴＥＬ　03-3778-2311　ＦＡＸ　03-3778-2317
Email　dailycolumn@m-m-i-g.com

これも課税対象なの？
意外と多い！「一時所得」となるもの

意外なものも!? 一時所得に該当するもの

思わぬ臨時収入が入ると嬉しいものですが、その裏に税金が潜んでいる場合があります。次のような営利目的でない一時的な所得は、一時所得といい、所得税が課税されます。

(1) 懸賞金・賞金

TV 番組のプレゼント・懸賞、福引きの賞品が該当します（業務関連のものは除く）。

(2) 公営ギャンブルの払戻金

競馬・競輪の払戻金が該当します（営利目的の継続的行為から生じたものは除く）。

(3) 生命保険一時金など

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等が該当します。ただし、保険料負担者本人が受け取る場合に限ります。

(4) 法人から贈与された金品

雇用関係がない企業（法人）から贈与される金品が該当します。

(5) 拾得物の報労金・埋蔵金発見報酬

落とし物を拾った場合に受け取るお礼が該当します。埋蔵金の発見報酬も同様です。

(6) ふるさと納税の返礼品

ふるさと納税をして自治体から送られる返礼品も、経済的利益ですので該当します。

その他にも、PTA 解散時の分配金や賃貸立ち退き料（一部）も一時所得に該当します。

一時所得の計算方法

一時所得は次の算式により求めます。

総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額（最高 50 万円）

この金額を 1/2 した金額を他の所得と合計して、納税額を計算します。

ふるさと納税の返礼品は申告が必要か？

上記の算式を見ると 50 万円を差し引けることになっているので、収入が 50 万円を超えなければ申告をする必要はありません。

例えば、ふるさと納税の場合、返礼品の合計額（調達価格）が年間 50 万円を超えなければよいことになります。ただ、返礼品の調達価格をいちいち調べるのは大変です。そこで、総務省が告示した返礼品の返礼率 30％を参考にするという方法もあります。この場合、年間約 167 万円（166 万 6,667 円）以上の寄附を行うと、50 万円を超えることになります（一般的には、給与収入 4,000 万円ぐらいの人が該当します）。

最近では、4 年間で自治体に 131 件（約 7,000 万円）の寄附を行った人の返礼品の経済的利益が一時所得であるとして、不服審判所・地裁で争われています。



補足と解説（お客様へは１ページ目だけを送付してください）

国税庁タックスアンサー　No.1490　一時所得

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1490.htm

【引用】

概要

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。

内容

一時所得には、次のようなものがあります。

(1) 懸賞や福引きの賞金品（業務に関して受けるものを除きます。）

(2) 競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）

(3) 生命保険の一時金(業務に関して受けるものを除きます。)や損害保険の満期返戻金等

(4) 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの、継続的に受けるものを除きます。）

(5) 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

(6) 資産の移転等の費用に充てるため受けた交付金のうち、その交付の目的とされた支出に充てられなかったもの（省略）

計算方法・計算式　（省略）

所得の計算方法　（省略）

税額の計算方法　（省略）

根拠法令等

所法 22、34、措法 41 の 9、41 の 10、所基通 34-1、復興財確法 28

国税庁質疑応答事例　「ふるさと納税」を支出した者が地方公共団体から謝礼を受けた場合の課税関係

https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/37.htm

【引用】

【照会要旨】

A 市では、市外に在住する者から 1 万円以上の寄附を受けた場合、この寄附に対する謝礼として、市の特産品（3,000 円程度）を送ることとし、総務省からふるさと納税の対象となる団体の指定を受けています。　この場合の寄附者が受ける経済的利益について、課税関係は生じますか。

【回答要旨】

寄附者が特産品を受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。なお、その年中にこの特産品（3,000 円程度）に係る一時所得のほかに一時所得に該当するものがないときには、課税関係は生じません。

所得税法上、各種所得の金額の計算上収入すべき金額には、金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額も含まれます（所得税法第 36 条第 1 項）。

ふるさと納税の謝礼として受ける特産品に係る経済的利益については、所得税法第 9 条《非課税所得》に規定する非課税所得のいずれにも該当せず、また、地方公共団体は法人とされていますので(地方自治法第 2 条第 1 項)、法人からの贈与により取得するものと考えられます。　したがって、特産品に係る経済的利益は一時所得に該当します（所得税法第 34 条、所得税基本通達 34-1(5)）。（以下省略）

総務省 HP ふるさと納税ポータルサイト

ふるさと納税に係る指定制度について(2019 年 4 月 1 日)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html

【引用】

地方税法等の一部を改正する法律の成立により、6 月 1 日以降、ふるさと納税に係る指定制度が創設されます。具体的には、総務大臣が以下の基準に適合した地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する仕組みです。

(1) 寄附金の募集を適正に実施する地方団体

(2) ((1)の地方団体で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体

・返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること

・返礼品を地場産品とすること

TAINS　横浜地方裁判所令和４年（行ウ）第〇〇号所得税更正処分等取消請求事件（棄却）（控訴）

令和 6 年 2 月 14 日判決

国税不服審判所（令和 4 年 2 月 7 日裁決）

請求人がふるさと納税を行ったことにより各地方公共団体から送付を受けた各返礼品に係る経済的利益の価額は、当該各地方公共団体の評価額によるのが相当であるとした事例

https://www.kfs.go.jp/service/JP/126/02/index.html

日税ジャーナル HP　ふるさと納税の返礼品は一時所得　審判所で課税めぐる争いも　リンク先